

厚生労働省所管新設独立行政法人の概要

法人名	分科会名	財源措置（百万円）			役職員数（人）					法人の長の報酬月額の水準	整理合理化計画の該当頁
		運営費交付金	施設整備等補助金	その他の補助金	法人の長及び理事	うち公務員出身	監事	うち公務員出身	職員		
独立行政法人勤労者退職金共済機構	厚生労働省独立行政評価委員会労働部会	4,074	—	8,595	5（0）	4（0）	1（1）	0（0）	270	D (1,020千円)	26
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	厚生労働省独立行政評価委員会労働部会	19,148	34	53,848	6（0）	5（0）	1（1）	1（0）	736	D (1,092千円)	33
独立行政法人福祉医療機構	厚生労働省独立行政評価委員会医療・福祉部会	5,080	—	35,033	5（0）	3（0）	1（1）	0（1）	264	D (1,092千円)	9
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園	厚生労働省独立行政評価委員会医療・福祉部会	2,674	—	—	2（0）	2（0）	1（1）	1（0）	310	E (911千円)	24
独立行政法人労働政策研究・研修機構	厚生労働省独立行政評価委員会労働部会	3,524	84	—	4（0）	2（0）	1（1）	1（0）	140	D (1,020千円)	20

(注) 1 財源措置の額は、平成16年度政府予算案による。

2 役職員数は、平成15年10月1日現在の常勤役職員数であり、括弧内は非常勤の役員数（外数）である。また、公務員出身者の数は、「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」（平成15年12月25日内閣官房・総務省）による。

3 法人の長の報酬月額、各法人の報酬規定に基づく基本的な額であり、その区分は以下のとおりである。

A：府省の事務次官級以上（約130万円以上）、B：府省の事務次官級（約130万円）、C：外局の長級（約115万円）、D：府省の局長級（約99万円）、

E：府省の審議官級（約78万円～約91万円）、F：その他